

木本議員 牟岐町ジオパーク（仮称）の取り組みを提案します。ジオパークとは、人と自然と大地を感じ、地球をまるごと楽しむ場所です。地方を元気にする方法、それは多くの方に自分の町の素晴らしさを知っていただくこと。今、「ジオパーク」という田舎ならではの地域に活力を与える方法があります。南海トラフ地帯に位置する牟岐町は、豊かな自然と複雑な地質学的特徴を持ち、ジオパークの候補地として最適な条件を備えています。地質活動の影響を受ける地域でありながら、その豊かな自然と歴史的な文化遺産を誇る地域です。南海トラフ地域における防災意識の向上とともに、地域の教育、特に子どもたちへの教育機会の充実を図ります。牟岐町をジオパークにする目的は地域の自然や文化遺産の保護、観光振興、経済の活性化などが含まれます。特徴や価値には、牟岐町には国、県指定の文化財が23種あります。例えば、出羽島のシラタマモ自生地、重要伝統的建造物群保存地区、登録有形文化財では松阪隧道、南海地震徳島県地震津波碑、野口雨情・山頭火石碑など、大島、八坂八浜、不動の滝、内妻海岸、松が磯、五剣山などあります。近隣地域では、ジオパーク構想に取り組み、様々な効果が出ていると聞きます。ジオパークに指定されれば、南海トラフに関する地質的特徴や歴史を取り入れることで防災力や教育力を高め、自然環境保護・文化資源保護の活用が促進される効果も期待できるため、ジオパーク構想に取り組みすることで、牟岐町に様々なプラス効果が得られると思います。今後、このような取り組みが牟岐町には必要と考え提案するがどのようにお考えか。そして、牟岐町周辺の海や島の地域固有の特色や魅力をジオパーク構想に取り入れ活かす計画を行ったり、地域住民や観光客の参加などによる体験活動を通じた地域振興への取り組みを行っていくことも大切ではないかと考えるが、これらについても問う。次に、2つ目の質問をします。来月4月1日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）が施行されます。女性の権利や福祉を保護するための法律や施策です。一般的には、性暴力や家庭内暴力の被害者支援法、ジェンダー平等推進法、女性の労働権利保護法などが該当します。市町村の重要性と役割について基本方針では、最も身近な自治体であり、相談から生活再建までの一貫した支援を行うとともに、女性支援に不可欠な福祉制度の実施主体として、市町村を位置付ける。また、必要な場合は、適切な他町村や機関へとつなぐ役割も果たす。市町村からは担当部署の決定や民間団体が地域にない場合に、どことどう連携するかなど不安の声が寄せられています。女性支援の中心となる女性相談支援員の設置と充実強化も求められる。特に同伴児童がいる場合への支援も学習支援に限らず心的外傷へのケアや相談支援も併せて実施。母子分離が起らないよう、親子で入所可能な施設への一時保護委託を担当

部署の決定や基本計画策定の用意はあるのか伺います。以上です。

喜田議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 木本議員のご質問の「牟岐町ジオパーク（仮称）構想の取り組みを提案する」のご質問にお答えします。日本ジオパーク認定には、日本ジオパークネットワーク準会員になり、地質や地形の調査に加え、町民が主体となった運営組織を整え、地域資源の保全や活用を進めていく必要があります。そのような過程を経て、日本ジオパーク認定へ申請することができます。また、認定された地域は4年に一度行われる再審査によってその適正や活動度が定期的にチェックされ、常にその品質の維持と向上が求められます。牟岐町の現状を考えると、牟岐町観光ボランティアガイド会が「牟岐メランジュ」を案内する機会が年に1回程度で、町民主導による機運の高まりは低調です。ジオパークは、優れた地質・地形遺産を持つ地域で、ジオパークを運営する組織体制が確立されており、地質・地形遺産に関する保全・研究・教育・普及活動やジオツアー等を地域住民が主導的に行っていることが本来の考え方です。認定されることによる観光資源のストーリー性を描く有利性から、既存資源の磨き上げなど効果があがる可能性があるが、必ずしも観光誘客につながらないのが日本におけるジオパークの課題点です。認定されたら終わりではなく、継続的、安定的に地形遺産を保全、普及活動していく地域住民の主体的な活動に加え、それに係る自主財源の確保が必要です。機運の高まりのない現状では、ジオパークの認定を受けなくてもできる地域資源の磨き上げなどを展開しつつ、ジオパークの研究をしていく必要があります。牟岐町においては、観光施設が充実していないため、施設を訪れる観光客は少なくそれを増やしていくためには、ハード面・ソフト面の整備を含めた費用と年数が必要となります。そのうえで、牟岐町の特性として、山・川・海・島などの魅力ある資源を活用した体験型観光に取り組んでいます。「千年サンゴ」の活用については、事業者と連携しながら検討してまいります。出羽島においては、島民経営の民宿・民泊があり、民間団体の協力により波止の家、島の家などを活用した出羽島ガイドウォーク、寒天づくり体験、島そうめんなど出羽島ならではの魅力を感じていただけるように努めてまいります。また、南阿波よくばり体験が実施している教育旅行の積極的な誘致と自然環境や農林水産業などを活かした体験型観光メニューの充実を図ってまいります。困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に係わる牟岐町の施

策については担当課長からお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

喜田議長 海部住民福祉課長。

(海部住民福祉課長 登壇)

海部住民福祉課長 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係わる牟岐町の施策についてお答えさせていただきます。はじめに、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性をいうと定義されています。現在では女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、国においては個人の意思や人権を尊重されながら安心して暮らせることを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が設立し、本年4月1日の施行となります。国が基本方針を策定、県は基本計画を策定、市町村は基本計画の策定に努めることとなっています。県につきましては、4月施行にあたり今月計画案を確認中とのことであります。町としては、県の計画を確認後の動きになることと考えています。なお、この計画についての町の役割としては、1つ支援対象者に身近な相談機能を果たす。2つ目支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護、DV等の支援の主体であることから、必要な支援が受けられるよう関係機関と連携することなどが考えられます。申し上げましたとおり、困難な問題を抱える女性・また、町民の方から相談があれば、住民福祉課、健康生活課及び社会福祉協議会内でお聞きし、必要に応じ南部総合県民局、南部子ども女性相談センター・牟岐警察署など関係機関への連携はさせていただいています。今後もより一層関係機関と連携強化をし、困難な問題を抱える女性、また、女性に限らず困っている方には人権擁護を図り、最適な支援を受けられるよう努めてまいります。以上です。よろしくお願いいたします。

喜田議長 木本議員。

木本議員 町長、ありがとうございます。私もジオパークの準会員になりました。それで、1つの提案の案なのですけど、室戸世界ジオパークになっているのです。室戸がね。そうしたら、それにこの間も課長とお話してきたんですけど、それに牟岐を海部郡

と東洋町、それを室戸にくっつける。そうしたら日本ジオパークからだったら、3年、4年かかるのですが、それが凄く一気に室戸もわりと小さくて、困っているところにむいて、そのままだ先になると思うのですが、海部郡と東洋町が合体したら、即なりやすいということをお聞きしたのです。それで、何て言うのかな、このまま諦めないで、先月、私たちも地学の張野晴伸先生とかの指導で、牟岐町観光ボランティアガイド、私も入っています。それで庄野二六会長メンバー5名で、この3月4日の一面の徳島新聞、皆さんも見られたと思うのです。この新聞ですけど、これです。たぶん、皆さん、知らないのではないかと思います。この行ったことないと思いますが、この一面の白滝の引き潮のときにまいりました。そうしたら、観察にまいる滝の素晴らしさも凄いのですが、この海岸一面に一帶に室戸ユネスコ世界ジオパークにも劣らない色鮮やかなプレート移動でできる付加体及び牟岐メランジェ混成外層と言います。それとかチャート、非横石にできる石です。それから、枕状溶岩など観察しました。何か本当に皆さんも是非行って来てください。それで牟岐町の資産をどうつなげていくか、地域住民の意見や行政の方針、関係各所の協力体制こそが最も重要であると考えますので、また、もう一度、お考え、お願いします。それと、海部課長からの困難な問題を抱える女性の支援に関する法律、初めて市町村の責務が規定されました。社会における重要な一歩です。この法律の施行により、困難な問題を抱える女性がより支援され包括的な社会が実現されることを信じています。ともに力を合わせて、女性の声をしっかりと代弁し、よりよい未来を築いていく決意です。4月1日より女性が庁舎に見えられて、相談や支援ができ、女性がより安全で健康的な環境で生活できるように願っています。これで私の質問を終わらせていただきます。